

# 島本町子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業補助金交付要綱

（平成30年 4月 1日）

最近改正 令和 8年 4月 1日

（趣旨）

第1条 この要綱は、子どもの居場所づくり及び子どもを見守る環境の整備の一環として、子ども食堂の運営を行う者に対し、予算の範囲内で活動に係る費用を補助することについて、島本町補助金交付規則（昭和45年島本町規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「子ども食堂」とは、子どもの居場所づくり及び子どもを見守る環境を整備することを目的に、子ども等に対して食事の提供等を行う施設をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者（以下「補助対象者」という。）とする。

- (1) 継続的な活動実績があること又は継続的な活動が見込まれること。
- (2) 政治活動又は宗教活動若しくは営利活動を目的としていないこと。
- (3) 活動内容が公の秩序又は善良の風俗に反するものでないこと。
- (4) 島本町暴力団排除条例（平成26年島本町条例第8号）に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象としない。

- (1) 運営団体又はその代表者若しくは関係者が、犯罪、虐待、不正、滞納その他の不適当な行為を行い、又は不適当な行為に関与したと認められるとき。
- (2) 本要綱及び関係法令に従って、安全かつ適正に事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不適当と認めるとき。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内で子ども食堂を開設していること又は当該申請をする年度中に町内に子ども食堂を開設し、食事を提供する予定であること。
- (2) 原則として、子ども食堂を継続的に月1回以上開催するものであること。ただし、町長が認める場合はこの限りではない。
- (3) 子ども等への食事を1回につき10食以上準備すること。
- (4) 食事の提供について、無償により又は食材費の実費程度の低廉な金額を徴収して行うこと。
- (5) 子ども食堂の開設及び運営に関し、本町から、この要綱に基づく補助金以外の補助金又は交付金を受けていないこと。

（補助対象経費及び補助金額）

第5条 補助対象経費及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。

（補助金の交付申請及び交付決定）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、町長が定め

る申請期間内に、子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
  - (2) 収支予算書（様式第3号）
  - (3) その他町長が必要と認める書類
- 2 町長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否及び補助金額を決定し、子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業者の責務）

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、この要綱による補助金の交付目的に鑑み、子ども食堂の開催回数の増加に努めなければならない。

- 2 補助事業者は、食事の提供のほか、学習支援、相談支援、その他交流の場の提供等の活動内容の充実に努めること。
- 3 補助事業者は、広報媒体等により、地域の対象者及び関係機関等への事業の周知を図るとともに、参加者が特定の個人に限定されないよう、幅広い対象者の受け入れに努めること。
- 4 補助事業者は、子ども食堂の開設及び運営に際し、関係法令の規定を遵守しなければならない。
- 5 補助事業者は、利用者の安全及び衛生の確保並びに個人情報保護のために必要な措置を講じなければならない。
- 6 補助事業者は、利用者が配慮又は支援を要する状態であると認めた場合、町をはじめとする関係機関との連携に努めるものとする。

（補助金の概算払）

第8条 町長は、第6条第2項の規定により交付決定した補助金について、概算払で交付することが交付の目的を達成するために特に必要であると認めるときは、規則第7条第1項ただし書の規定により、概算払により交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により、補助金の概算払を受けようとするときは、子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業補助金交付請求書（概算払）（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（事業の変更等）

第9条 補助事業者は、補助事業を変更し、又は中止しようとするときは、子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業補助金補助事業変更（中止）承認申請書（様式第6号）に町長が必要と認める書類を添えて、速やかに町長に申請しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査の上、変更又は中止の可否を決定し、子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業補助金補助事業変更（中止）承認（不承認）決定通知書（様式第7号）により申請者に通知する。

（状況の報告、指示及び検査）

第10条 町長は、補助事業者に対し、必要に応じて補助対象事業の遂行状況等に関する報告を求めることができる。

- 2 町長は、補助事業者に対し、随時、当該補助金の使用について必要な指示又は検

査をすることができる。

(補助金の実績報告及び交付等)

第11条 補助事業者は、補助事業の完了後、子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業補助金実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第9号)
- (2) 収支決算書(様式第10号)
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業補助金確定通知書(様式第11号)により申請者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた申請者は、子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業補助金交付請求書(完了払)(様式第12号)を町長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

4 第8条第1項の規定に基づき概算払により補助金の交付を受けた補助事業者は、第2項の通知を受けたときは、速やかに補助金の精算をしなければならない。

5 補助事業者は、前項の規定による補助金の精算の結果、不足金が生じ追加して請求する必要があるときは、子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業補助金交付請求書(精算追加交付)(様式第13号)を町長に提出し、補助金の追加交付を受けるものとする。

6 補助事業者は、第4項の規定による補助金の精算の結果、過払金が生じたときは、これを返還しなければならない。

(帳簿等の整備)

第12条 補助事業者は、費用の収支その他事業に関する事項を明らかにする書類及び帳簿を整備し、補助事業が完了した日の翌日から起算して5年間保存しなければならない。

(補助金の取消し及び返還)

第13条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を目的外又は不当に使用したと認められるとき。
- (4) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- (5) 第9条第2項の承認を受けずに事業を変更し、又は中止したとき。
- (6) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (7) 第10条に規定する指示又は検査に従わなかったとき。
- (8) 第3条第2項第1号又は第2号に規定する対象除外要件に該当するとき。
- (9) その他町長が必要があると認めるとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年2月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

<p>補助対象経費</p>	<p>(1) 食材費  (2) 消耗品費（食器、学習用品、絵本等の購入費等）  (3) 謝礼金（ボランティアへの謝礼金等）  (4) 委託費（事業に必要な一部業務の委託費）  (5) 使用料・賃借料（実施施設の使用料や賃借料）  (6) 光熱水費（実施施設の光熱水費）  (7) 保険料（傷害・賠償責任等の保険料）  (8) 印刷費（チラシ・ポスター・パンフレット等の印刷費）  (9) 通信費（連絡に要する郵送料）  (10) 食品衛生責任者養成講習会の受講料  (11) 備品購入費（事業に直接使用する資機材等の購入費）  (12) 修繕・改修費（事業実施に必要な施設・設備の修繕・改修費。ただし開設時に限る）  (13) その他町長が必要と認める経費</p>
<p>補助対象外経費</p>	<p>(1) 団体運営のための経常的経費  (2) 団体構成員の慰労及び懇親のための活動に係る経費  (3) 団体構成員に対する人件費、謝礼、交通費及び宿泊費（ボランティアスタッフ及び外部講師への謝礼及び交通費を除く。）  (4) 補助対象事業の実施に係る直接的経費と認められない経費  (5) 他の事業にも使用する備品の購入費及び施設等の改修費  (6) 前各号に掲げるもののほか、補助することが適当でないと町長が認める経費</p>
<p>補助基準額</p>	<p>①基本補助額：10万円（年12回までの運営に対し交付）  ②開設支援加算：5万円（補助初年度に限り1回のみ加算）  ③回数拡充加算：1回5千円（上限10万円）  ※年13回以上の開催に対し1回当たり5千円を加算  ④デリバリー加算：1世帯につき1回1千円（上限6万円）  ⑤テイクアウト加算：1世帯につき1回500円（上限3万円）  ※④⑤共通：食堂参加が困難で支援が必要な困窮世帯等に、食堂開催時等に食事を宅配し、又は持ち帰り用の食事を配付する活動に対して加算する。  ⑥学習支援加算：3万円  ※食堂開催時（原則通年）に、就学児への学習指導・相談支援を行う指導員等を配置し、学習や宿題の指導、進路相談、パソコン指導等の学習支援を行う場合に3万円を加算（指導を伴わない自習スペースのみの提供、絵本の読み聞かせ、ゲーム、レクリエーション等は対象としない）</p>
<p>補助金額</p>	<p>補助対象経費の合計額から事業実施に係る参加者負担金、寄附金等の収入額を控除した額と、補助基準額（基本補助額及び各加算の合計額）を比較し、低い方の金額を補助金額とする（千円未満の端数は、切り捨て）。  ※年間の実施期間が12か月未満となる場合は、基本補助額と学習支援加算は月割で按分して計算するものとする（開催回数が12回以上となる場合は、基本補助額及び学習支援加算は満額算定する）。  ※同じ団体又は主催者が、別の施設で複数の子ども食堂を運営する場合は、1か所ごとに補助金を算定する。また、その場合、実施箇所ごとに分けて申請することもできる。</p>



## 事業計画書

## (1) 子ども食堂の概要

① 子ども食堂名		
② 事業の目的		
③ 開設場所	住所：島本町 （施設名： ） 施設区分： <input type="checkbox"/> 住居 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 集会所等 <input type="checkbox"/> その他（ ） 使用形態： <input type="checkbox"/> 自己所有(家族所有含む) <input type="checkbox"/> 借用(無償・有償)	
④ 取組内容	事業開始日	年 月 日
	開催回数	月・週 回(年間で合計 回実施)
	開催日時	毎月・週 日の : ~ :
	開催時の運営体制	責任者： 人、調理・配食： 人 学習支援等： 人、その他： 人
	準備食数	1回当たり 食
	参加費(1回当たり)	子ども： 円、その他： 円
	参加方法	<input type="checkbox"/> 登録制、 <input type="checkbox"/> 事前申込、 <input type="checkbox"/> 申込不要
⑤ 食事の内容等	おおよそのメニューや栄養バランスの考え方について	
	食材の調達手段について（※複数回答可）	
	<input type="checkbox"/> 農家・企業等から無償提供 <input type="checkbox"/> フードバンク利用 <input type="checkbox"/> 店舗等で購入 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
⑥ 衛生管理対策		
⑦ 安全対策等	火災等の対策	
	アレルギー対策	
	事故等の対策	
	個人情報保護対策	
⑧ 加算事業の実施予定	<input type="checkbox"/> デリバリー加算	対象世帯（ ）世帯（ ）人程度 実施予定数延べ（ ）世帯程度
	<input type="checkbox"/> テイクアウト加算	対象世帯（ ）世帯（ ）人程度 実施予定数延べ（ ）世帯程度
	<input type="checkbox"/> 学習支援加算	指導スタッフ：（ ）人配置 支援内容： <input type="checkbox"/> 学習・宿題の指導、 <input type="checkbox"/> 進路相談、 <input type="checkbox"/> パソコン指導、 <input type="checkbox"/> その他（ ）
⑨ 食事提供以外の取組内容（⑧以外）		
⑩ 事業の周知方法		

(2) 年間事業スケジュール

	実施予定回数	開催予定日
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
合計		

## 収支予算書

1 収入 (単位：円)

	区分	金額	明細
	町補助金 A		子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業補助金
その 他 収 入	自己資金		
	参加者負担（参加費等）		
	寄附金		
	その他（ ）		
	（その他収入・小計） B		
	収入合計 C (A+B)		

2 支出 (単位：円)

	区分	金額	明細
補助 対 象 経 費	食材費		
	消耗品費		
	謝礼金		
	委託費		
	使用料・賃借料		
	光熱水費		
	保険料		
	印刷費		
	通信費		
	食品衛生責任者講習受講料		
	備品購入費		
	修繕・改修費(※開設時のみ)		
	その他（ ）		
	支出合計 D		

3 補助金計算表 (単位：円)

	区分	金額	備考
E	補助対象経費からその他収入を控除した額		補助対象経費(D)－その他収入(B)
F	補助基準額（補助限度額）		①基本補助額 10万円（12回まで）
			②開設支援加算 5万円（初年度のみ）
			③回数拡充加算（13回以上に加算） （ ）回×5千円（上限10万円）
			④デリバリー加算（上限6万円） 延べ（ ）世帯×1千円
			⑤テイクアウト加算（上限3万円） 延べ（ ）世帯×500円
			⑥学習支援加算 3万円
			<b>【補助基準額合計】（①～⑥計）</b>
G	補助申請額		EとFのうち低い方の金額（千円未満の端数は切り捨て）

様式第4号（第6条関係）

島本町子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業補助金  
交付（不交付）決定通知書

第 年 月 日 号

申請者 様

島本町長 ⑩

年 月 日付けで交付申請のあった島本町子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業補助金について、次のとおり決定しましたので、島本町子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

子ども食堂名		
補助金交付の可否	<input type="checkbox"/> 交付 ・ <input type="checkbox"/> 不交付	
補助金交付決定額	内 訳	補助金額合計
		①基本補助額
		②開設支援加算
		③回数拡充加算
		④デリバリー加算
		⑤テイクアウト加算
		⑥学習支援加算
補助金支払区分	<input type="checkbox"/> 概算払（交付決定後に請求・前払い、事業完了後に精算） <input type="checkbox"/> 完了払（事業完了・実績報告後に請求）	
交付の条件		
不交付の理由		

様式第5号（第8条関係）

島本町子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業補助金  
交付請求書（概算払）

年 月 日

島本町長 様

（請求者）

子ども食堂名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

代表者住所 \_\_\_\_\_

代表者連絡先 \_\_\_\_\_

年 月 日付け第 号で交付決定のあった島本町子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業補助金について、島本町子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業補助金8条第2項の規定により、概算払を請求します。

概算払請求額	金							円
--------	---	--	--	--	--	--	--	---

補助金の振込先

振込先 金融機関	銀行・信用金庫 農協・組合	預金種別	普通・当座
		口座番号	
	支店	口座名義	(フリガナ)

様式第6号（第9条関係）

島本町子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業補助金  
補助事業変更（中止）承認申請書

年 月 日

島本町長 様

（申請者）

子ども食堂名

代表者氏名

代表者住所

代表者連絡先

年 月 日付け第 号で交付決定のあった島本町子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業補助金について、次のとおり補助事業の（変更・中止）を希望しますので、島本町子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

子ども食堂名		変更前	変更後
補助金額			
内訳	①基本補助額		
	②開設支援加算		
	③回数拡充加算		
	④デリバリー加算		
	⑤テイクアウト加算		
	⑥学習支援加算		
変更内容			
変更（中止）の理由			
添付資料		<input type="checkbox"/> 事業計画書（様式第2号）※変更後のもの <input type="checkbox"/> 収支予算書（様式第3号）※変更後のもの <input type="checkbox"/> その他（ ）	

様式第7号（第9条関係）

島本町子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業補助金  
補助事業変更（中止）承認（不承認）決定通知書

第 号  
年 月 日

申請者 様

島本町長 ⑩

年 月 日付けで申請のあった島本町子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業補助金の補助事業の（変更・中止）について、次のとおり決定しましたので、島本町子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

子ども食堂名		
変更・中止の可否	<input type="checkbox"/> 承認 ・ <input type="checkbox"/> 不承認	
承認した内容	<input type="checkbox"/> 変更	
	<input type="checkbox"/> 中止	
	変更前	変更後
補助金額		
内訳	①基本補助額	
	②開設支援加算	
	③回数拡充加算	
	④デリバリー加算	
	⑤テイクアウト加算	
	⑥学習支援加算	
交付の条件		
不承認の理由		
備考		

様式第8号（第11条関係）

島本町子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業補助金  
実績報告書

年 月 日

島本町長 様

（報告者）

子ども食堂名

代表者氏名

代表者住所

代表者連絡先

年 月 日付け第 号で交付決定のあった島本町子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業補助金について、補助事業が完了しましたので、島本町子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により報告します。

		補助金額
補助金交付決定額		円
補助金概算払受入額 (A)		円
補助金実績額 (B)		円
差引過 不足額	過 (A-B)	円
	不足 (B-A)	円
添付資料		<input type="checkbox"/> 事業報告書（様式第9号） <input type="checkbox"/> 収支決算書（様式第10号） <input type="checkbox"/> 事業の実施内容が分かる資料（実施要項、写真等） <input type="checkbox"/> 事業の周知方法が分かる資料（広報紙、チラシ、ポスター等） <input type="checkbox"/> その他 ( )

## 事業報告書

### (1) 子ども食堂の概要

① 子ども食堂名		
② 事業の目的		
③ 開設場所	住所：島本町 (施設名： )	
	施設区分： <input type="checkbox"/> 住居 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 集会所等 <input type="checkbox"/> その他( ) 使用形態： <input type="checkbox"/> 自己所有(家族所有含む) <input type="checkbox"/> 借用(無償・有償)	
④ 取組内容	事業開始日	年 月 日
	開催回数	月・週 回(年間で合計 回実施)
	開催日時	毎月・週 日の : ~ :
	開催時の運営体制	責任者： 人、調理・配食： 人 学習支援等： 人、その他： 人
	提供食数	1回当たり 食
	参加費(1回当たり)	子ども： 円、その他： 円
	参加方法	<input type="checkbox"/> 登録制、 <input type="checkbox"/> 事前申込、 <input type="checkbox"/> 申込不要
⑤ 食事の内容等	おおよそのメニューや栄養バランスの考え方について	
	食材の調達手段について(※複数回答可)	
	<input type="checkbox"/> 農家・企業等から無償提供 <input type="checkbox"/> フードバンク利用 <input type="checkbox"/> 店舗等で購入 <input type="checkbox"/> その他( )	
⑥ 加算事業の実績	<input type="checkbox"/> デリバリー加算	対象世帯( )世帯( )人 実施数延べ( )世帯
	<input type="checkbox"/> テイクアウト加算	対象世帯( )世帯( )人程度 実施予定数延べ( )世帯程度
	<input type="checkbox"/> 学習支援加算	指導スタッフ：( )人配置 支援内容： <input type="checkbox"/> 学習・宿題の指導、 <input type="checkbox"/> 進路相談、 <input type="checkbox"/> パソコン指導、 <input type="checkbox"/> その他( )
⑦ 食事提供以外の取組内容(⑥以外)		
⑧ 事業の周知方法		

(2) 開催実績

回数	開催日	食事提供数			(内数)				主な食事内容
					デリバリー分		テイクアウト分		
		子ども	大人	合計	世帯数	食数	世帯数	食数	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
計									

※デリバリー・テイクアウト分は、加算対象の取組を実施した場合のみ、食事提供数の内数として記入

## 収支決算書

1 収入 (単位：円)

	区分	金額	明細
	町補助金 A		子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業補助金
その他収入	自己資金		
	参加者負担(参加費等)		
	寄附金		
	その他( )		
	(その他収入・小計) B		
	収入合計 C (A+B)		

2 支出 (単位：円)

	区分	金額	明細
補助対象経費	食材費		
	消耗品費		
	謝礼金		
	委託費		
	使用料・賃借料		
	光熱水費		
	保険料		
	印刷費		
	通信費		
	食品衛生責任者講習受講料		
	備品購入費		
	修繕・改修費(※開設時のみ)		
	その他( )		
	支出合計 D		

3 補助金計算表 (単位：円)

	区分	金額	備考
E	補助対象経費からその他収入を控除した額		補助対象経費(D) - その他収入(B)
F	補助基準額(補助限度額)		①基本補助額 10万円(12回まで)
			②開設支援加算 5万円(初年度のみ)
			③回数拡充加算(13回以上に加算) ( )回×5千円(上限10万円)
			④デリバリー加算(上限6万円) 延べ( )世帯×1千円
			⑤テイクアウト加算(上限3万円) 延べ( )世帯×500円
			⑥学習支援加算 3万円
			【補助基準額合計】(①～⑥計)
G	補助実績額		EとFのうち低い方の金額(千円未満の端数は切り捨て)

様式第11号（第11条関係）

島本町子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業補助金  
確定通知書

第 年 月 日 号

申請者 様

島本町長 ⑩

年 月 日付けで実績報告のあった島本町子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業補助金について、次のとおり補助金額を確定しましたので、島本町子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

子ども食堂名	
--------	--

		補助金額
補助金交付決定額		円
補助金概算払済額 (A)		円
補助金交付確定額 (B)		円
補助金精 算 額	返 還 (A - B)	円
	追加交付 (B - A)	円
備 考		

様式第12号（第11条関係）

島本町子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業補助金  
交付請求書（完了払）

年 月 日

島本町長 様

（請求者）

子ども食堂名

代表者氏名 ⑩

代表者住所

代表者連絡先

年 月 日付け第 号で確定通知のあった島本町子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業補助金について、島本町子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業補助金交付要綱第11条第3項の規定により請求します。

交 付 請 求 額	金								円
-----------	---	--	--	--	--	--	--	--	---

補助金の振込先

振込先 金融機関	銀行・信用金庫 農協・組合	預金種別	普通・当座
		口座番号	
	支店	口座名義	(フリガナ)

様式第13号（第11条関係）

島本町子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業補助金  
交付請求書（精算追加交付）

年 月 日

島本町長 様

（請求者）

子ども食堂名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

代表者住所 \_\_\_\_\_

代表者連絡先 \_\_\_\_\_

年 月 日付け第 号で確定通知のあった島本町子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業補助金について、島本町子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業補助金交付要綱第11条第5項の規定により追加交付を請求します。

補助金概算払済額	金							円
補助金確定額	金							円
今回追加請求額	金							円

補助金の振込先

振込先 金融機関	銀行・信用金庫 農協・組合	預金種別	普通・当座
		口座番号	
	支店	口座名義	(フリガナ)